

## ○桜井宇陀広域連合長の職務を代理する者を定める規則

平成9年3月31日  
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づき、広域連合長（以下「連合長」という。）の職務を代理する者を定めるものとする。

(連合長の職務代理者)

第2条 連合長に事故があるときは、副広域連合長（以下「副連合長」という。）がその職務を代理する。

2 連合長及び副連合長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、事務局長がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。